

第五十二号議案

例 職員の公務災害補償等の付加給付に関する条例の一部を改正する条

右の議案を提出する。

平成二十六年二月十七日

提出者 江戸川区長 多田正見

職員の公務災害補償等の付加給付に関する条例の一部を改正する条例  
職員の公務災害補償等の付加給付に関する条例（昭和四十二年十二月江戸川区  
条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「後の額」の下に「をいう。以下同じ。」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項の休業補償付加給付の支給は、次に定めるところによる。

一 休業補償の額、法第四十七条第一項の規定により支給される休業援護金の額及び前項の規定に基づき算定した休業補償付加給付の額の合計額（以下「休業補償等合計額」という。）が、当該勤務することができない期間に平常勤務したものとした場合に受ける給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の合計額（以下「平常勤務したときの合計額」という。）を超えるときは、平常勤務したときの合計額を超えない範囲で支給する。

二 休業補償等合計額が平常勤務したときの合計額に満たないときは、当該満たない額を休業補償付加給付に加えて支給する。

付則に次の一項を加える。

（清掃業務手当を支給される職員に対する休業補償付加給付の特例）

3 当分の間、職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十年六月江戸川区条例第二十五号）第二条第五号に規定する清掃業務手当を支給される職員にあつては、

第三条第二項第一号の規定により休業補償付加給付を支給する場合に限り、職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成十年九月江戸川区規則第六十五号）別表に定める支給額に、当該勤務することができない期間に平常勤務したものとした場合の勤務日数を乗じて得た額を、休業補償等合計額を超えない範囲で休業補償付加給付に加えて支給する。

付 則

（施行期日等）

1 この条例は、平成二十六年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この条例による改正後の職員の公務災害補償等の付加給付に関する条例（以下「新条例」という。）第三条及び付則第三項の規定は、施行日以後に支給すべき事由の生じた休業補償付加給付について適用する。

（職員の公務災害補償等の付加給付に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

3 職員の公務災害補償等の付加給付に関する条例の一部を改正する条例（昭和五十三年三月江戸川区条例第十四号）の一部を次のように改正する。  
付則第四項を削る。

(説明)

職員の公務災害等による休業補償付加給付に給付制限を設けるほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。